

NO. 01

平成3年度

犯罪防止

矯正保護コースⅠⅠ・刑事司法コースⅠⅠ

上級セミナーⅠⅠ

フォローアップチーム報告書

平成4年4月

国際協力事業団
八王子国際研修センター

118
48.2
THC

LIBRARY

八王 せ

JR

92-2

国際協力事業団

25790

序文

当事業団は、八王子国際研修センターにおいて実施する犯罪防止（矯正保護ⅠⅠ）コース、犯罪防止（刑事司法ⅠⅠ）コース、犯罪防止（上級ⅠⅠ）セミナーに参加した帰国研修員に対するアフターケア業務の一環として、平成４年３月１２日から３月２９日までフォローアップチームをフィリピン、タイ、香港に派遣しました。

本チーム派遣の目的は、上記３ヶ国の帰国研修員の活動状況、帰国後自国において直面している諸問題、要望等について、帰国研修員との面談、関係機関訪問を通じて調査し、あわせてこれらの国々の刑事司法等の実情を把握し、今後の研修の計画・運営に役立てようとはかるものであります。

本報告書はこの調査の結果をとりまとめたものです。本報告書が、関係各位のご理解を深める上で少しでも役立ち、また何らかの参考にいただければ幸いです。

なお、本件の実施のためにご協力を賜った外務省、法務省、国連アジア極東犯罪防止研修所、及び現地において数々のご指導とご協力を賜った在外公館並びに関係機関のご指導に謝意を表します。

平成４年４月

JICA LIBRARY



1110835[4]

国際協力事業団

八王子国際研修センター

所長 倉持 寛子

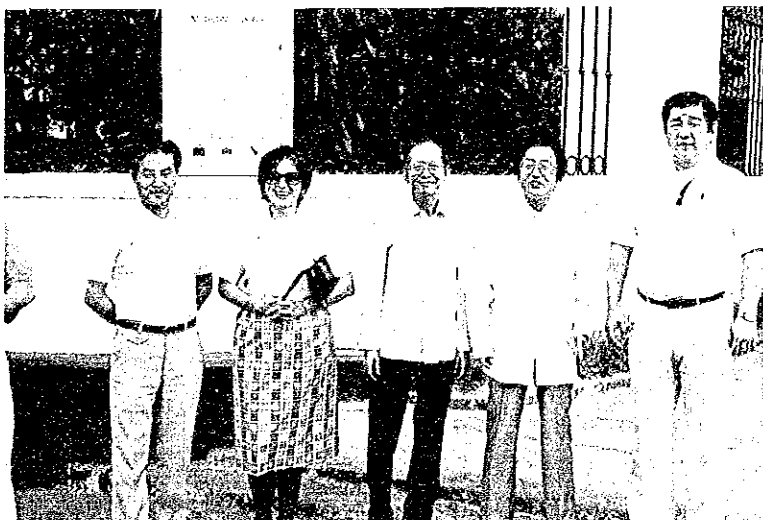
フィリピン



フィリピン法務省次官
表敬

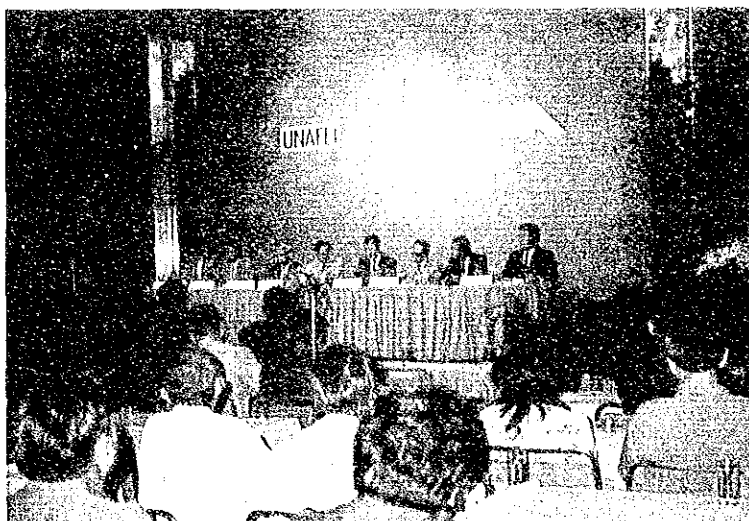


国家警察本部訪問

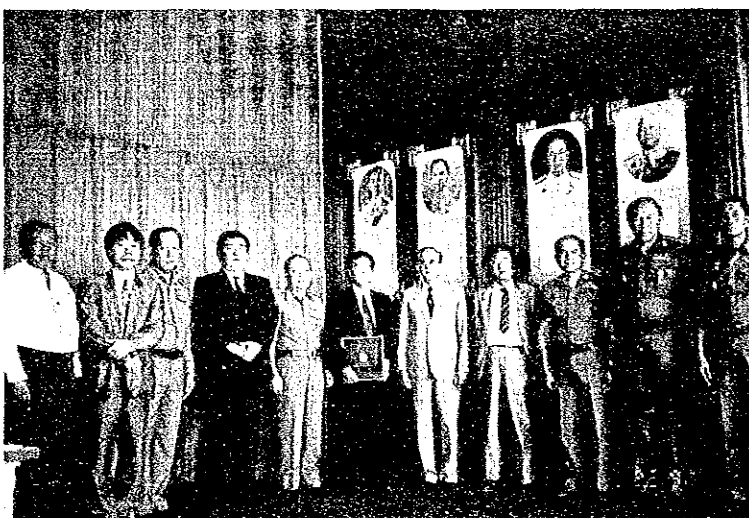


帰国研修員
Mr. R. Mabutas, Jr.
(第42地区判事) と共に

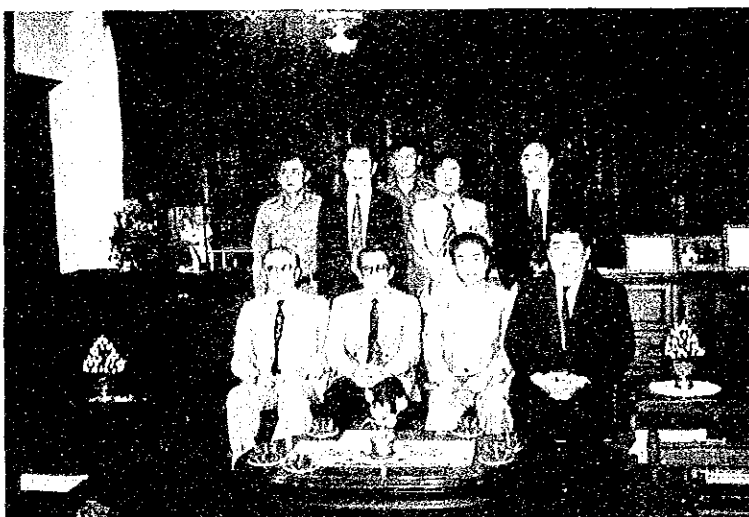
タ イ



タイでのセミナー風景

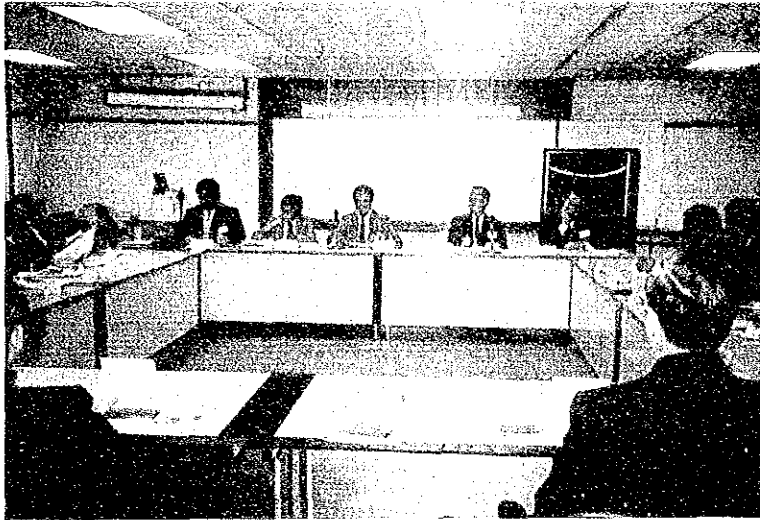


タイ警察学校にて



タイ警察学校長室にて

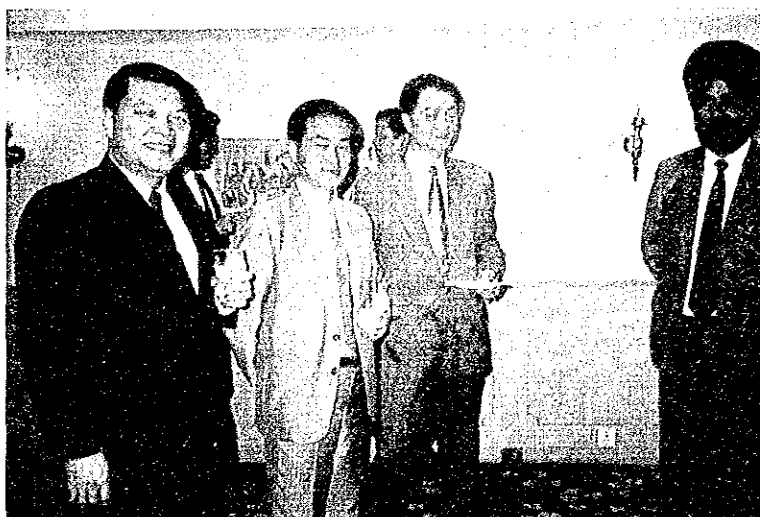
香 港



香港政庁訓練局での
セミナー風景



香港検察局での面談



香港での
帰国研修員及び
関係者との懇談会

目次

I. 派遣チームの概要	1
1. 派遣目的	1
2. 団員構成	1
3. 調査日程	2
4. 調査方法	4
5. 訪問機関及び主要面会者リスト	5
(1) フィリピン	5
(2) タイ	7
(3) 香港	8
II. 調査内容・結果	9
1. 研修員の選考方法	9
(1) 概況	9
(2) 各国選考方法	9
1) フィリピン	9
2) タイ	10
3) 香港	11
2. 帰国研修員所属先における調査結果	12
(1) 帰国研修員及び所属機関幹部の意見	12
1) 総合評価	12
2) アジア極東犯罪防止研修所での研修の具体的評価	12
①フィリピン	
②タイ	
③香港	
3) 研修内容に対する評価	14
4) 研修期間	15
5) アジア極東犯罪防止研修所の施設・設備等	15
6) 研修員の数、参加国等	15
7) 帰国後のアフターケア	15
8) ジョイント・セミナー	15
9) アジア極東犯罪防止研修所に関する要望事項	16
①フィリピン	
②タイ	
③香港	
3. 各国における刑事司法制度の変更及び問題点	17
(1) フィリピンにおける警察の機構改革	17
(2) フィリピンにおける交番制度の導入	18
－バレンツエラ警察署管内の交番の状況	
(3) タイにおける黄金の三角地帯での麻薬取締の実情	19
(4) タイにおける検察機構の改革	20
(5) 香港における社会奉仕命令 (Social Service Order) の導入	21
4. セミナーの概要	22
(1) 実施状況	22
(2) 各国における討議の内容	23
1) フィリピン	23
2) タイ	24
3) 香港	25
5. 結論	26
参考資料	28
帰国研修員宛質問票	29
コースの概要	35
犯罪防止 (矯正・保護)	
犯罪防止 (刑事司法)	
犯罪防止 (上級)	
研修員受入実績	53
犯罪防止 (矯正・保護) ー 昭和40年～平成3年	
犯罪防止 (刑事司法) ー 昭和44年～平成2年	
犯罪防止 (上級) ー 昭和44年～平成3年	

I. 派遣チームの概要

1. 派遣目的

本フォローアップ調査団は、八王子国際研修センターが（財）アジア刑政財団(Asia Crime Prevention Foundation-ACPF) に研修の実施を委託し、アジア極東犯罪防止研修所(United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders-UNAFEI)にて開催されている犯罪防止（矯正保護コースⅠⅠ、刑事司法コースⅠⅠ、上級セミナーⅠⅠ）関連3集団研修コースに関するフォローアップ事業の一環として下記業務を実施し、今後の研修員受入事業並びにフォローアップ事業の向上改善に資することを目的とする。

- －帰国研修員に面談し、日本での研修の成果を確認し、併せて日頃の問題として
いる事柄についてアドバイスを行なう。
- －研修員の所属機関及び関係機関を訪問し、各国の刑事司法等の実情を調査する。
- －セミナーを開催し日本の現状を紹介する。
- －研修員の選考手続の問題点を把握する。

2. 団員構成

渡 部 尚	総括	法務省法務総合研究所研修第2部部長
西 川 克 行	事務指導	アジア極東犯罪防止研修所教官
*遠 藤 洋 一	業務調整	アジア極東犯罪防止研修所教務係長
雨 貝 哲 雄	業務調整	国際協力事業団八王子国際研修センター研修課 参事
* アジア極東犯罪防止研修所の予算にて調査団に参加		

3. 調査日程

日順	月日	曜日	行 程	調 査 内 容
1	3・12	木	東京 [✕] →マニラ	往路 JICAマニラ事務所にて打ち合せ
2	3・13	金	マニラ	法務省仮釈放保護観察局訪問→法務省次官表敬→法務省検察局訪問→法務省仮釈放恩赦委員会訪問→最高裁判所訪問→日本大使館表敬
3	3・14	土	マニラ	バレンツエラ警察署訪問→パソ・デ・プラス交番訪問→帰国研修員と昼食
4	3・15	日	マニラ	資料整理、セミナー準備
5	3・16	月	マニラ	国家経済開発庁（NEDA）海外奨学委員会訪問→国家警察本部訪問→社会福祉開発省訪問国家警察委員会訪問→帰国研修員主催の歓迎会
6	3・17	火	マニラ→モンテンルパ→マニラ	ニュービリビッド刑務所見学→セミナー実施→懇談会
7	3・18	水	マニラ [✕] →バンコク	移動

8	3・19	木	バンコク	JICA事務所にて打ち合せ→日本大使館表敬→矯正局訪問→ESCAP表敬訪問→ラドヤオ女子刑務所見学→帰国研修員主催の歓迎会
9	3・20	金	バンコク	法務省訪問→検察庁官府訪問→技術経済協力局(DTEC)訪問
10	3・21	土	バンコク☒→チェンライ	移動
11	3・22	日	チェンライ	黄金の三角地帯見学
12	3・23	月	チェンライ☒→バンコク	チェンライ県知事表敬→チェンライ地方検察庁訪問 移動 警察学校訪問
13	3・24	火	バンコク	警察本部訪問→セミナー開催→帰国研修員及び関係者との懇親会
14	3・25	水	バンコク☒→香港	移動 香港総領事館にて打ち合せ→政庁訓練局訪問→UNAFEI同窓会歓迎会
15	3・26	木	香港	検察局訪問→警察総部訪問→徴教署総部訪問
16	3・27	金	香港	社会福利部訪問→セミナー→懇談会

17	3・28	土	香港	ピックアップ少年刑務所→ピックアップ刑務所 見学→資料整理
18	3・29	日	香港✕→東京	復路

4. 調査方法

* 対象国訪問に先立ち、質問票（参考資料1参照）を作成し、フィリピンはJICAフィリピン事務所を、タイはJICAタイ事務所を、香港は日本国総領事館を通じて帰国研修員全員に配布した。

この中で、研修員の参加した研修、現在の職務、研修の有用性、研修に関する要望事項、帰国後アジ研から継続配布している出版物に対する要望事項等について記入を求めた。回答の回収については、JICA事務所（フィリピン及びタイ）及び総領事館（香港）への郵送を依頼した外、一部本調査中の機関訪問時及びセミナー実施時にも回収した。回答の総数は43通である。

* 当該国の研修窓口機関を訪問し、研修員の選抜方法に関し、聴取した。

* 研修員を派遣している諸機関については、できるだけ漏れなく訪問することとし、又できるだけ多くの帰国研修員と面接するように努めた。その際には、研修の有用性外、研修の改善についての具体的提言を求めた。

* 諸機関訪問に際しては、所属機関先の幹部に表敬し、研修の評価だけではなく、当該国の刑事司法運営上の問題点及び最近の改革について聴取するとともに、各国の矯正施設等を訪問見学した。

* 当該国のUNAFEI同窓会の活動状況の把握に努めた。

* 当該国において、「最近の犯罪情勢とアジ研の活動」と題するセミナーを実施し、最近のUNAFEIの活動をビデオを用いるなどして説明し、引き続き討論会において、UNAFEI活動に関する要望、当該国の刑事政策上の諸問題、UNAFEI同窓会活動の現状等について、意見を交換した。

5. 訪問機関及び主要面会者リスト

面会者の氏名の前の☆は、帰国研修員であることを示す。

(1) フィリピン

1) 日本大使館

公使 阿部 信泰

一等書記官 西村 泰彦

2) JICAフィリピン事務所

所長 飯島 正孝

所員 大川 晴美

3) 比国法務省関係

法務次官 Mr. Ramon J. Liwig

検察局

上席検事 ☆ Mr. Juniato P. Castillo

検事 ☆ Mr. Bienvenido M. Lim, Jr.

検事 ☆ Mr. Esteban V. Gonzaga

検事 ☆ Mr. Severino H. Gana, Jr.

仮釈放保護観察局

局長 Mr. Demetrio G. Demetria

副局長 ☆ Mr. Francisco C. Rivivar, Jr.

第1地区監督官 ☆ Ms. Emetri J. Amoroso

第4地区監督官 Ms. Benida M. Escobar

仮釈放恩赦委員会

事務局長 ☆ Mr. Atremio C. Aspiras

4) 最高裁判所、裁判所関係

最高裁事務総局次長 ☆ Mr. Reynaldo L. Tuanez

第42地区判事 ☆ Mr. Ramon Mabutas, Jr.

第109地区判事 ☆ Ms. Lilia C. Lopez

5) 国家経済開発庁 (NEDA)

事務局長 ☆ Ms. Carmencita Juan Guyab

6) 国家警察関係

長官	Mr. Cesar P. Nazareno
副長官	Mr. Raul S. Imperial
広報室室長	☆ Mr. Regino CR Aro III
ラグナ地区担当官	☆ Mr. Julieto P Roxas
バレンツエラ警察署長	☆ Mr. Felix E. Muchada

7) 国家警察委員会関係

委員長	Dr. Teodulo C. Natividad
委員	☆ Mr. Edgar Dula Torres
法務担当官	☆ Mr. Bernard R. Calibo
第1地区担当官	☆ Mr. Estrella O. Avena
犯罪防止調整課長	☆ Ms. Yolanda Sebastian-Lira
企画課長	☆ Ms. Lourdes W. Aniceto

8) 矯正関係

局長	Mr. Eriberto B. Mise, Jr.
副局長	Mr. Jesus P. Villanueva
計画技術部長	☆ Mr. Venancio J. Tesoro
教育課課長	☆ Ms. Resurreccion Morales

9) 社会福祉開発省

次官	Ms. Lina Laigo
次官補 (計画担当)	Ms. Gloria Mallare
青少年福祉部部長	☆ Ms. Conception P. Manalang
ジャナイ少年院院長	☆ Ms. Florcelia Rosas

10) UNAFEI同窓会関係 (刑事司法機関で現職の者を除く)

会長	☆ Dr. Cicero G. Campos (元国家警察委員会委員長)
副会長	☆ Dr. Serigio Go (元国家警察委員会委員)

(2) タイ

1) 日本大使館

一等書記官

三井 憲一

2) JICA事務所

所長

阿部 信司

所員

芦野 誠

3) ESCAP

社会開発部部長

Mr. Van Roy

4) 矯正局関係

局長

Mr. Chamnien Javanapong

局次長

☆ Mr. Prasert Mekmanee

5) 法務省裁判所関係

法務省次官

☆ Mr. Attaniti Disatha-Ammarj

最高裁判事

☆ Mr. Sobchok Sukharomna

最高裁事務局長

☆ Mr. Kanok Indranbarya

ラノン地区裁判所長

☆ Mr. Slaikate Wattanapan

控訴裁判所判事

☆ Mr. Achapon Petchakarl

6) 検察庁官府関係

次長検事

☆ Mr. Kanit Nanakorn

国際部長

☆ Mr. Prapun Naigowit

ナコンスリタマラット地区

検事正

☆ Mr. Pongsakon Chantarasapt

刑事訴訟部副部長

☆ Mr. Tien Tirasuritorwong

ブラジャブキリコーン地区

検事正

☆ Mr. Trakul Winitanaiyapak

7) 中央少年家庭裁判所関係

所長

Mr. Punlop Pisitsungkakarn

副所長

Mr. Atiraj Maneepak

副所長

Mr. Rabindra Bachong-Silpa

中央観察保護センター

所長

☆ Mr. Sakol Liewrunuruang

上席ソーシャルワーカー

☆ Mr. Sudjit Janenoppakajana

8) 技術経済協力局 (DTEC) 関係

日本担当課長

Ms. khun Thipsuda Napmongcol

JICA派遣技術協力

専門家

稲垣 富一

9) チェンライ県関係

第5地区検事長

Mr. Kasem Chanwaiwit

チェンライ地区検事正

Mr. Attachai Asingsamanan

地区担当麻薬取締官

Mr. Wattana Jomprapon

10) 警察関係

長官

Mr. Sawat Amornvivat

元副長官

☆ Mr. Suchinta Uthaivathna

(3) 香港

1) 日本総領事館

領事

本間 憲一

2) 政庁訓練局

公務員研修課長

Ms. Nancy Lam

3) 徴教総部

元長官

☆ Mr. T. G. Garner

長官代行

Mr. John Ashworth, Jr.

副長官代行

☆ Mr. Raymond Lai

副長官

Mr. Francis Wong

副長官補

☆ Mr. Wong Wah-chiu, John

4) 警察総部

人事研修部長

Mr. So Lai-yin

人事担当副部長

Mr. H. M. Whitton

研修担当副部長

Mr. P. J. Webb

福利担当官 ☆ Mr.Low, David Shiu Kwon

九龍地区本部警視 ☆ Mr.Poon Jee-chung

5) 社会福利部

社会福祉地区

副監督官 (九龍担当) ☆ Mr.Yip Tak Chu

主任ソーシャルワーカー ☆ Mr.Liu Koon Keung

6) 検察局

検察局長 Mr. John Wood

I I. 調査内容・結果

1. 研修員の選考方法

(1) 概況

本フォローアップに於ては、研修員の選考窓口となっている機関を訪問して選考方法について聴取した。各国で共通して認められたことは、UNAFEIは長期間に亘って研修を提供しているため各国とも相当数帰国研修員を有している上、各国とも同窓会を有しているためUNAFEI研修の知名度は高く、機関相互間に於ても、一つの機関内に於ても、多数の研修希望者の間で相当激しい競争となっていることである。フォローアップの中の各刑事司法機関訪問の際に、例外なくより多くの研修員を採用してほしいとの要望を受けた。UNAFEIの研修は、広く刑事司法及び犯罪者処遇を対象とするものであるので、多くの刑事司法機関が研修員の派遣を希望しているためであり、各国の窓口機関は、このような多くの希望への対応に十分配慮している状況にあることが認められた。

(2) 各国の選考方法

1) フィリピン

フィリピンに於ける窓口機関は、国家経済開発庁 (NEDA) 海外奨学委員会である。同委員会に於ては、JICAから募集要項 (GI) を受け取った後、研修の内容を精査し、その内容と特に関係が深いと認められる数個の機関にこれを送付し候補者の推薦を依頼する。関係機関から推薦を受けた後、NEDAは、当人の学歴、職歴等を検討し、係官が直接本人と面接して、候補者を

確定し、JICA事務所に連絡する。

多くの機関がUNAFEIへより多くの研修員の派遣を希望している結果、訪問した機関の中には、NEDAの選考過程に不満を漏らす意見もあった。特に最高裁判所に於ける帰国研修員との面接に於ては、裁判官からの研修員の選定に関し、検察官として勤務している間、UNAFEI研修員となり帰国後裁判官に転身したものは相当かいるものの、裁判官として勤務中、UNAFEI研修員に採用されたものは過去に1人しかなく、最近では、NEDAから裁判所へのUNAFEI応募者の推薦依頼もないという不満が提出された。

また、警察本部でも帰国研修員から、NEDA経由ではないUNAFEI応募の方法を考慮してほしいとの要望が出された。

この裁判官からの不満については、NEDA訪問の結果、NEDAでは、裁判官は、法務省の下にあり法務省に推薦依頼を実施すれば裁判官にも希望調査がなされるものと誤解していた（実際には、裁判所は最高裁判所の下に全ての行政機関から独立している）ためであると判明した。今後NEDAでは、研修のテーマが裁判に関係するものであれば、最高裁判所にも応募者の推薦依頼を行い、改善するとのことである。NEDAに、選考方法について刑事司法諸機関に不満があるのであれば、今後、各機関又必要あればUNAFEI同窓会も交えて協議したいとのことであった。

2) タイ

技術経済協力局（DTEC）が、タイに於ける窓口機関である。同局では、募集要項（GI）を受け取った後、付属の小委員会に回付して内容を検討し、研修員推薦に適当な刑事司法機関数個を決定して候補者の推薦依頼を行う。各機関から候補者の推薦を受けた後、DTECでは、推薦されてきた者を対象とする書面及び口頭の英語の試験を実施する。この英語の試験には合格基準があり、合格率は50%位とのことであるので相当難しい試験と言ってよい。この試験の結果に、申請書面及び本人面接の結果から判断した職務上の業績、学識、国際研修への興味等を加味して通常2人の応募者を決定し、JICA事務所に通知する。選定においては、UNAFEIの研修は英語で実施される上、内容も高度であるのでどうしても英語の試験の成績を重視せざるを得ないとのことである。

同国では、一つの刑事司法機関内でも競争が激しく、例えば検察長官府や法務省（同国では法務省は、主として裁判所を管轄する）では、希望者に省庁内での独立の試験を実施し、推薦する者を2人までに絞った上、DTECに推薦することとしている。

以上のとおり、タイからUNAFEIの研修に参加するためには、相当厳しい競争をくぐり抜けなければならない。近年、タイからは、検察官あるいは裁判官からの研修員が多いが、検察官や裁判官を特に優遇していることによるのではなく、DTECでの英語の試験の結果によるものであるとのことである。

刑事司法機関訪問の際、近年研修員の派遣の少ない矯正局及び警察からは是非研修員を受け入れてほしいとの強い要望を受けた。又、警察長官からは、近年タイ警察では、日本語の訓練に力を入れており、日本語を話すことができる警察官も増えてきているので、英語の研修にこだわらず、日本語の研修の実施も考慮してほしいとの要望もなされた。DTEC側からは、募集要項の年齢制限についての要望を受けた。すなわち、募集要項には、26才以上50才以下等の年齢制限の記載があり、DTECに於てはこの年齢制限を厳守し、これに適合しない者は一切JICAに推薦していない。しかし、帰国研修員の報告では他の国からはこの年齢制限に違反する研修員が参加することがあるとのことであるので、平等の観点から、現在の年齢制限を緩和するか、年齢制限を維持するのであればこれを厳守してほしいと要望している。この点については、今後、特に留意が必要である。

3) 香港

香港に於ては、政庁訓練局が窓口となっている。同局は、公務員の採用、研修、昇進関係を全般的に取り扱う機関であるが、外国への奨学関係も担当している。同局では、日本総領事館から募集要項の送付を受けた後、同局に於てその内容を検討し、最も妥当と思われる刑事司法機関1省を決定し、同機関に候補者の推薦を依頼する。同局では、推薦を受けた者について、書類で審査した後、問題がなければ総領事館にこれを伝達する。香港では、警察、懲教書（本邦の矯正局）、社会福利部（本邦の厚生省に該当するが非行少年の厚生関係も担当する）から研修員を送り出しているが、これらはいずれも大組織であり、最も

適切な人材を推薦してくれる者と信頼しているので本人面接等は実施していないとのことであった。

同国から裁判・検察からの研修員が派遣されていない点に関しては、これまでの研修に関しては上記の3機関が相当と判断して裁判所、検察庁に推薦依頼をしなかったためであり、今後、裁判・検察からの参加が適当と認められる研修があれば、裁判所・検察局に推薦を依頼したいとのことである。

同局からの要望として、募集要項の受領が遅れ、研修員の選考に支障を生じたことがあるので、募集要項の配布を急いでほしいとの要望もなされた。

この点については、同国にはJICA事務所が置かれていないことによるものと思われたが、今後留意を要する。

2. 帰国研修員所属先における調査結果

(1) 帰国研修員及び所属機関幹部の意見

1) 総合評価

全般的に、UNAFEI研修の評価は極めて高く、帰国後の執務に非常に役立ったとの意見であった。UNAFEIにおいては、多数の発展途上国からの研修員に日本の研修員も加わり、司法制度及び司法運営の検討に関し警察・検察・裁判・矯正・保護等刑事司法各分野の研修員がその専門知識を生かし特定の問題を様々な角度から検討する総合的アプローチの手法をとっている。このUNAFEIの手法は、各国において高い評価を得ている。

2) アジア極東犯罪防止研修所での研修の具体的成果

帰国研修員宛質問票及び帰国研修員との面接の結果、研修の具体的成果としては、まず研修員が他国の制度に触れ、また刑事司法の所属先以外の分野の知識に触れることができ視野が広まったという全般的評価がなされ、さらに、研修の成果に基づいて日常の業務を改善し、更には制度の改善や新たな法律の制定に役立てたいとの成果が数多く提出され、UNAFEIの研修が具体的に執務に役立てられている事情が認められた。

①フィリピン

非拘禁処遇に関する研修に2度にわたり参加し、フィリピンにおける保護観察にかんする法律の制定及び改定に役立てた。

研修によって日本の保護司制度の存在とその大きな効果を知り、これを手本として非行少年の保護監督にボランティアの導入を実施することとし、現在、2地区で試行中である。来年中には、全国的な導入を企図している。

迅速な裁判の重要性を学び、帰国後集中審理等裁判官として様々な改革を実施した。

被害者保護の重要性を学び、帰国後所属する警察署を中心として、州当局及び民間ボランティアと協力して、被害者の保護に努めている。

管轄する警察留置場における被疑者の人権保護と待遇改善に努力している。

UNAFEIでの見学等の知識を生かし、日本の交番制度を導入した（後記3．

（2）参照）。

②タイ

非拘禁処遇の研修の成果を、最近導入した保安処分（Preventive Measures-刑務所における拘禁の代替策）の立案に役立てた。

国際協力に関する研修に参加し、その後の国際協力に関する法律の制定に関係した際、UNAFEIで学んだ犯罪者引き渡し、司法共助等の知識を役立てた。

UNAFEIにおいて、司法機関相互の関係の重要性を学び、検察庁官府と麻薬取締官事務所との連絡した麻薬に関する実態調査等を共同して実施している。

日本の検察制度を参考にして、タイの検察官も独自捜査権を持つように制度改革の努力を続けている。

③香港

受刑者に関する国連最低基準規則の完全な実施に努力するようになった。

受刑者厚生計画の作成に進んだ日本の刑務所の制度が役立った。

外国人受刑者の処遇に配慮するようになった。

香港においては、ベトナムからの難民の保護を矯正が担当しなければならなかったこと、中国からの不法移民の流入及びこれに伴う犯罪の増加により、

これに伴う過剰収容の問題が生じているが、この解決の一助として非拘禁処遇の研修が有益であった。

(香港の事情を反映した意見として、1997年の中国への復帰によって、現行の制度はある程度の変容を被ると思われるので、これに対処するために、UNAFEIの研修による知識は役立つと確信するというものがあった。)

3) 研修の内容に対する評価

帰国研修員宛質問票において、UNAFEIの研修のうち、

- a. 研修員の個人発表
- b. グループ討議
- c. 講義
- d. 見学、旅行
- e. その他

の各項から有益であった順に番号を付す方式により、アンケートを実施した。

回答のうちでは、研修員の個人発表及びグループ討議の評価が特に高かった。この理由について、研修員の個人発表については、各国の司法制度を直接学ぶことができたとするものが多く、グループ討議については大きなテーマについて長時間議論を行うことによって問題の理解を深めることができたという評価が多かった。この2つのプログラムについては、研修員が能動的に参加できるプログラムであるので、UNAFEIにおいても、特に、この2つを重視して長時間を割いている実情にある。

回答の中には、いずれの項目も有益であるとするもの、多くの知識が取得できたことを理由として、講義が最も有益であるとしたもの、日本の刑事司法機関の実情に直接触れることができたことを理由として見学旅行を選択したものもあり、今回の調査のみに基づいて確定的な順位付けを行うことが困難である。

カリキュラムの内容自体については、帰国研修員は、高い評価を与えており、現在のプログラムを大きく変更する必要性が認められなかった。

4) 研修の期間

現在、UNAFEIにおいては、約12週間の研修及び約5週間のセミナーを実施しているが、研修員に対しこの期間が適当か否かについて意見を求めた。これに対する回答として、現在の期間が適当であるとするものが大部分を占めた。その他の意見としては、研修期間と対象とするテーマの関係を指摘し、当該コースのテーマの複雑性、重要性を考慮すれば短過ぎるとするものが散見されたほか、2週間程度の短期コースを新設すべきとの意見があった。

5) アジア極東犯罪防止研修所の施設・設備等

施設・設備については、現状で十分満足しているとの意見が多く、改善改良について特段の要望はなかった。

6) 研修員の数、参加国等

研修員の数、参加国の数については、現状でよいとの意見が大部分を占めた。しかし、一部に、研修員の参加をアジア太平洋地区に限定すべきであるとの意見があった。これは自国からより多くの研修員を送り出したいとの気持ちの現れであると思われる。また、UNAFEI側で研修員の出身分野を指定してほしいとの意見もあった。

7) 帰国後のアフターケア

UNAFEIでは、毎年、全帰国研修員に各研修の結果をまとめた「リソース・マテリアル・シリーズ」を始めとする出版物を送付しているが、帰国研修員からは、最新の諸外国の刑事司法の動向を知る上で極めて有益であると高く評価された。

8) ジョイントセミナー

UNAFEIでは、毎年1回JICAと協力して、約1週間の期間で海外ジョイント

セミナーを実施している。このジョイントセミナーにおいては、開催国の刑事司法機関の実務家が一堂に会し、日本側の専門家と共に、刑事司法の様々な問題について議論するものである。今回の対象国のうち、フィリピンとの間では1981年と1988年の2回に亘り、タイとの間では、1984年の1回実施している。この両国においては、多くの帰国研修員がこれらジョイントセミナーに積極的に参加協力している。これらの研修員は、ジョイントセミナーが刑事司法機関が一堂に会して特定の問題を議論する貴重な機械を提供すると共に、UNAFEI側から日本及び国連の刑事司法運営の最新情報を受けられたこと等を理由に、ジョイントセミナーに高い評価を与えている。各国とも、将来のジョイントセミナー開催の希望が強い。

9) UNAFEIに関する要望事項

各国とも、共通してより多くの研修員の受入を望んでいる。

各国ごとの要望については、次のとおりである。

① フィリピン

- ・ 裁判官・検察官・仮釈放担当者を特に対象とする研修、心理学者及び精神科医を対象とする研修、刑事司法へのコンピューター技術の導入に関する研修を新設してほしい。
- ・ 刑事司法への地域社会の参加に関する研修、少年の更生を扱う研修、刑務作業・刑務所教育・受刑者の心理学的精神医学的研究に関する研修を実施してほしい。
- ・ 刑事司法に関する民間機関・非政府機関からも研修員を受け入れてほしい。
- ・ 帰国研修員を対象とするリフレッシュ・コースを実施してほしい。

② タイ

- ・ 従前のコースに加えて、2週間程度の短期研修を新設してほしい。
- ・ どのテーマにおいても、国際協力の側面に特に力を入れてほしい。
- ・ 環境犯罪を扱う研修を実施してほしい。

③ 香港

- ・ 少年の更生に関する研修を実施してほしい。

- ・帰国研修員を対象とするリフレッシュ・コースあるいはリユニオン・ミーティングを実施してほしい。（場合によっては、旅費の帰国研修員負担も考えられるのではないかと示唆があった。）
- ・研修のテーマをより実務的なものとし、かつ、その範囲も狭く設定して、深い議論が可能なようにしてほしい。
- ・刑事司法関係者の訓練を担当する者のための専門コースを新設してほしい。

3. 各国における刑事司法制度の変更及び問題点

(1) フィリピンにおける警察の機構改革

従前、フィリピンにおいては、

自治省の元における統一国家警察 (Integrated National Police, INP)

国防省の元での軍警察 (Philippine Constabulary, PC)

大統領直属の特別委員会であった国家警察委員会 (National Police Commission, Napolcom)

の3個の指揮系統の異なった警察組織が存在した。

1990年7月、共和国法第6,975号「内務自治省法・組織変更された内務自治省内に国家警察を創設するため及びその他の目的のための法律」により、従前の自治省 (Department of Local Government) は、内務自治省 (Department of the Interior and Local Government) と改称改組され、上記の3組織は内務自治大臣の元に統一されることとなった。

同法により、従前自治省の元にあった統一国家警察は、そのままフィリピン国家警察 (Philippine National Police, NPA) に改組され、従前軍部の警察活動のみならず、治安活動にも従事していた軍警察も軍当局の管轄を離れ、所属員は国家警察に吸収されることとなった。従前大統領直属の機関として、統一国家警察の監督、研修、犯罪防止計画の作成等にあたっていた国家警察委員会は廃止された。しかし、内務省内に同名の委員会が創設され、従前同様、全国家警察の監督、研修、犯罪防止計画の作成等に従事することとなり、内務自治大臣が同委員会の委員長を兼ねることとなった。その他の4名の委員は、内務自治大臣の推薦により、大統領により4年の任期で指名される。従前、国家警察委員会内部で統一国家警察官の汚職等非行の捜査を担当していた捜査官は国家警察に吸収されること

になった。

この制度改革は、フィリピンの警察組織を統一し、警察力の効率的な運用を図るという意味で画期的な意味を持つものである。この制度改革の際、最も問題となった点としては、国家警察委員会の位置づけをどうするかであって、従前どおり大統領直属の独立委員会とするなど様々な意見が出たが、最終的に現行の制度となったとのことである。

この制度改革に際して、民間側から警察官に対する行政処分を求める制度として、民間法執行委員会 (People's Law Enforcement Board, PLEB) が各地区に設立された。この委員会は、地域の代表者等で組織され、一般人は、警察の非違をこの委員会に告発することができ、委員会は告発された警察官の罷免及び降格を含む処分を言い渡すことができる。同国においては、警察官の違法行為ないし職権濫用が大きな問題になっており、今後、この民間人を関与させた制度がいかに関能するか注目に値する。

(2) フィリピンにおける交番制度の導入

同国においては、深刻な犯罪情勢を反映して、日本の警察制度に対する関心が極めて高く、昨年7月以来、メトロ・マニラ地区に、日本の交番に類似した副署を創設した。この交番導入の目的は、警察と地域社会の間に、密接な関係を築き、犯罪防止と犯罪捜査に役立てることにある。調査時点で創設された交番は5か所である、現在までのところ、メトロ・マニラ及び近郊に限られているが、将来は、ミンダナオ島、セブ島等の他の島にも拡大する計画である。この交番導入は、当研修所にも多数の研修員を送り込んでいる国家警察委員会が主として企画立案を担当し、国家警察が実施に当たったものであり、担当者らは部内で高い評価を受けているとのことであった。

ーバレンツエラ警察署管内の交番の状況

今回の訪問中、いずれもUNAFEIの帰国研修員であるバレンツエラ警察署署長ムチャダ氏、国家警察委員会犯罪防止調整課課長セバスチャン・リラ氏両名の招きで、同警察署管内のバセ・デ・プラス副署（交番）訪問の機会を得た。同警察署は、メトロ・マニラ中心部から北へ車で約1時間の近郊に位置し、地区内に幹線道路を抱える交通の要衝である上、管内には工場約2,000

箇所を要する新興地区であるので、交番の有効性を調査するのに適当であるとして試験的に創設されたものである。

同交番は、州政府の建物一階を借り受けて事務所としており、配属されている警察官は17名で昼夜の2交替制で勤務し、付近の幹線道路を中心とする交通整理や近隣のパトロール活動により地域住民とも関係が改善され、本年1月に2件連続して発生した殺人事件においては、住民からの情報提供により、いずれも短期間に解決できたとのことである。問題点としては、第一に、配属されている警察官の数が少なく昼夜2交代性を取らざるを得ず職員にかなりの負担を強いているとのことである。ムチャダ署長は、できれば日本の制度に習って、4交替制までは無理としてもせめて3交替制にしたいとのことであったが、警察本署の人員に限りがあるため早急の解決は困難なようである。次に、事務機器等の施設の不足の問題があり、例えばタイプライターは、交番内に一台しかない状況である。同交番の導入に際しては、導入計画を前記セバスチャン・リラ氏が、実際の導入と導入後の監督をムチャダ氏が担当し、導入作業は、言わば、帰国研修員の合作としてなされたものである。UNAFEIにおいては、府中警察署の協力を得て、同所管内の交番の見学を実施しているが、両名ともこの経験が今回の導入及び運営に極めて有益であったということである。

(3) タイにおける黄金の三角地帯での麻薬取締の実情

タイ北部とミャンマー及びラオスとの国境地帯には、世界最大のけし生産地帯として悪名の高い「黄金の三角地帯」が存在し、この地域からの麻薬は、タイ国内のみならず世界最大の麻薬供給源となっている。

今回のタイ訪問中の3月21日から同月23日の間、フォローアップ・チームはチェンライ地区を訪問し、その際、黄金の三角地帯の状況を視察すると共に、麻薬取締官等関係者から実情を聴取する機会を得た。

この地域におけるけし栽培の問題は、山岳少数民族の問題と深く結びついている。タイ北部には、カレン族、モン族、ラフ族等21種族、50万人以上の少数民族が居住していると言われている。これら少数民族は、独自の文化、言語を有し、けしの栽培は、その経済的・文化的側面と深く結びつき、従前は

けし栽培が殆ど唯一の収入源となっていた。

タイ政府は、1973年以来、このけし栽培の撲滅のため、懸命な努力を続けている。現在、同国においては、主として二つの側面からこの問題に取り組んでいる。一つは、抑制政策 (Suppression Measure) と言うものであって、麻薬取締委員会 (The Narcotic Control Board) が中心となり、警察及び軍の協力を得て、不法栽培されたけしを摘発し除去するものである。

他の一つは、開発政策 (Development Measure) と総称されるものであって、主として少数民族の生活形態を変更させる方法により、けし栽培の廃止を図るものである。この政策の中には、いちご、バナナ等の商品作物栽培の奨励、そのための道路等交通手段の改善、水利の改善、少数民族に対する教育の振興等広範な政策が含まれている。また、農業に適さない傾斜地については、タイ政府が少数民族に、かつて、けし栽培地区に松の植林を行う仕事を与え報酬を与えることにより、少数民族にけしの栽培をやめさせて、その生活を維持させ、さらには山林の環境破壊を防ぐ政策も実施している。これら開発政策に関しては、国連、日本を始め、ドイツ、カナダ、スウェーデン等資金援助をしている。

このように、タイ政府では、麻薬問題に真剣な取り組みを続けているが、以下のような問題点も抱えている。そのひとつが麻薬製造グループの反抗の巧妙化であり、けし栽培は、山岳地帯でなされるため、その発見は極めて困難であり、タイ政府ではこの発見のためにヘリコプターを使用している。しかし、麻薬取締委員会の持つヘリコプターは、全国で僅か7機とその数は限られている上、最近では、栽培者はヘリコプターからは発見困難な山林内に栽培地を移動させているため、発見は更に困難なものとなっている。第二の問題は、ミャンマー及びラオスからの麻薬の流入である。タイは、現在は両国と比較的良好な関係を保っているものの、両国ともタイに近接する区域にカレン族等の少数民族を抱えており、政府と少数民族との対立が激しく、警察力はこの区域には十分及んでいない状況にある。ラオスとタイ国境には、メコン川が存在するが、渡河は容易であるし、ミャンマーとの国境は、一部にメイサイ川が存在する以外は狭い道路一本で隔てられているにすぎない。ミャンマー領域内にあるため全く手が出せないとのことであった。

もう一つこの地区の変容としては、黄金の三角地帯の観光地化を挙げることが

できる。これは、麻薬栽培地としての悪名を逆に利用して観光客を誘引し雇用の機会を増やそうと言うものであって、タイ側には既に相当数のホテルが立っておりミャンマー側にもカジノ付きのホテルが建設中である。現在は、主として欧米からの観光客が多く、日本人はまだ少ないとのことであった。

(4) タイにおける検察機構の改革

同国では、従前検察は、警察と同じく、検察部 (Public Prosecution Dept.) として内務省に属していた。しかし、1991年2月の法改正により、検察権の独立性を高めるために、内務省を離れ、総理大臣の直下に置かれるとともに、名称も検察庁官府 (Office of Attorney General) と改称された。また、検察官の規律、昇進等を担当する機関である検察委員会 (Public Prosecution Commission) の議長は、従前内務大臣が兼任していたがこの改正により兼任の制度は廃止され、議長は、退任した検事総長または次長検事の中から全国の検察官で選挙により選ぶ制度に改められた。これらの動きは、いずれも検察権に対する政治家の影響力を排除しようとするものである。

同国では、次長検事を筆頭として多数の帰国研修員がおり、日本の検察制度から受けた影響とそれに対する関心は非常に強い。現在、同国の検察内部では、日本同様の起訴猶予制度と検察による独自捜査権の導入を企図しているが、起訴猶予権については裁判所及び警察の抵抗が、独自捜査権については警察の抵抗がそれぞれ強く実現は相当困難なようである。

(5) 香港における社会奉仕命令 (Social Service Order) の導入

香港においては、1989年から、14才以上20才未満の少年を対象に、社会奉仕命令を導入した。この社会奉仕命令は、懲役刑を法定刑に持つ犯罪を犯した少年に、一定期間社会での奉仕活動を命令することができるというものである。香港においては、1987年から2年間にわたり、3地区で社会奉仕命令を試験的に実施したが、その結果が良好であったことから、1989年以来全地区において実現したというものである。

この制度は、主として英国の制度に習ったものであり、社会奉仕は、週末ないし学校における勉学あるいは勤務地での勤務終了後、12ヶ月間を超えない

期間に240時間を上限として、課せられるものである。公園や海岸における清掃、児童養護施設における年少者の世話、老人ホームや病院における老人や障害者に対する奉仕活動が主たる内容である。現在、この社会奉仕命令は、年間約100名の少年に言い渡されているが、80パーセントの少年が無事故でその過程を終了しており、制度の導入は成功であったと評価されている。少年の監督は、社会福利部の保護観察官が実施しており、違反者に対しては、裁判所が改ためて刑罰を言い渡すこととなる。

香港における同制度の特長は、社会奉仕命令の実行者のプライバシーを保護するように配慮されていることである。特に必要のある者（保護観察官及び現場の監督責任者）を除き、行為者が社会奉仕命令の履行者であることは通知されない。その他の者については、行為者について、社会福利署ないしは民間ボランティア施設から派遣されてきた者であるとの説明がなされるにとどまり、プライバシーの保護が図られている。

4. セミナーの概要

(1) 実施状況

フォローアップチームが行ったセミナーの実施状況は次の通りである。

国名	日時	場所	参加者数
フィリピン	3月17日	ハイアット・リージェンシー	46名
	14:30 ~16:30	ホテル会議室	
タイ	3月24日	ホテル・ヒルトン・バンコック	62名
	15:00 ~17:00	会議室	
香港	3月27日	政庁訓練室会議室	14名
	14:30 ~16:30		

実施方法については、「最近の犯罪情勢及びアジア極東犯罪防止研修所の活動」と題する発表を実施した上（資料2参照）、UNAFEI第89回国際研修の状況を撮影したビデオを上映して、最近のUNAFEIの活動を紹介し、その後帰国研修員の代表者等からUNAFEIの活動等について意見を求め、ディスカッションを実施した。このセミナーには、帰国研修員や各国の司法関係者等予想以上の人数が集まり、ディスカッションも活発に行われていて、フォローアップチームに

対する関心の高さとUNAFEIに対する期待の大きさを伺わせた。

(2) 各国における討議の内容

各国のセミナーにおいて、提出された主たる議論は次のとおりである。

1) フィリピン

①帰国研修員同窓会会長Dr. Cicero G. Campos (キセロ・カンボス—元国家警察委員会委員長)

フィリピンの同窓会は、1981年に実施されたUNAFEIとフィリピン政府のジョイントセミナーを契機として同年設立され、翌年定款及び規則を整備したものの1983年ころから事実上その活動が停止した。しかし、1988年に実施されることとなった2回目のUNAFEIとのセミナーの準備のため1987年活動を再開し、同セミナー参加者を会員に加えることによって組織的にも拡大し、以後、ほぼ2月に一度定例会を開催しており、正式会員は92名に達している。

組織は、会員の投票により、11名の理事を選任し、理事の中から会長1名及び副会長5名を選び、この役員が実際の同窓会の運営をしている。フィリピンにおいては、法執行機関、検察、裁判、矯正及び地域社会を刑事司法における5本の柱と呼称しているが、各副会長がこのうちの一つの担当とされている。

フィリピンの同窓会の活動は、会員の名簿の作成や親睦会の開催にとどまらず、立法や調査活動に及んでいる。立法分野では、同窓会は、「誓約による釈放 (Release on Recognizance) に関する法律」の改正案を作成した。これは、保釈を補完する制度として導入されている誓約による釈放の適用範囲の拡大を企図するものである。この法案は、既に上院の人権委員会を通過しており、議会において継続して審議されている。その他、同窓会においては、受刑者の解放施設での処遇、死刑制度の再開について、継続して調査及び研究活動を行っている。

このように、フィリピンでの同窓会活動は、益々広がりつつあるが、今後の発展のためには、日本及びアジア極東犯罪防止研修所からの物心両面の援助が是非必要である。今後、フォローアップを含めた日本とフィリピン

の交流を益々深めてもらいたい。

②帰国研修員Mr. Ramon Mabutas, Jr. (第42地区判事レイモン・マブタス氏)

20年前に検察官をしていた当時、UNAFEIの研修に参加した。その後、裁判官に転身したが、研修中に迅速な裁判の重要性を学び、裁判官として集中審理、裁判前の当事者との協議等様々な改革を実施した。

自らUNAFEIの同窓会副会長として積極的に活動しているが、同窓会活動だけでは限界があるので、同窓会が中心となって犯罪防止を推進する財団を設立し、日本政府、UNAFEIとの協力を深めていくべきである。

③帰国研修員Mr. Bernard R. Calibo (国家警察委員会法務担当官ベルナルド・カリボ氏)

UNAFEIには、多くの刑事司法機関が参加を願っている。どの機関から研修員を送り出すかについて公平を図る必要があるので、今後、研修応募の窓口機関であるNEDA及び各刑事司法機関が連絡を密にし協議する必要がある。

その他、犯罪防止において地域社会の果たすべき役割についての研修を実施してほしい、政府の刑事司法機関の職員だけでなく、刑事司法に協力している民間人の参加を認めてほしいなどの意見が出された。

2) タイ

①帰国研修員Mr. Kanit Nanakorn (次長検事カニット・ナナコルム氏)

タイは、最大の帰国研修員を擁しており、刑事司法の改革に多大の利益を受けている。例えば、最近検察長官府が中心となって、刑務所内の処遇に代わる保安処分 (Preventive Measures)を導入したが、これはUNAFEIで繰り返し実施されている非拘禁処遇に関する研修の影響を強く受けている。

また、UNAFEIの採用している統合的アプローチは、タイの刑事司法機関の相互協力に良い影響を与えており、例えば検察長官府においては麻薬取締委員会と緊密な協力関係を保ち、麻薬の撲滅に向けて共同調査活動を実施している。

タイで開催されたジョイントセミナーは、日本とタイの情報交換だけでは

なく、タイの司法機関相互の情報交換及び協力のために有益であったので是非、再度タイにおいて開催してほしい。

②帰国研修員Mr.Suchinta Patamarabichen (控訴裁判所判事スチン・パタマラビチェン氏)

研修に参加し、自分にとって最も有益であったことは、日本人の規律が犯罪防止に非常に役に立っていることである。ジョイントセミナーがタイで開催されることを強く希望するが、その際、日本とタイだけでなく、タイ近隣の諸国も参加するようにすれば誠に有益であると思う。

③帰国研修員Mr.Suchinta Uthaivanthna (元警察副長官スチン・ウタイバ)

タイと日本の協力のために、UNAFEI同窓会の協力を得て、犯罪防止のための財団を設立することを企図している。この財団の主たる目的は、研究活動、研修及び相互の専門家派遣等である。この財団の活動により、日本のアジア刑政財団と協力してUNAFEIの活動を支えて行きたい。

その他、タイと日本の間で法律実務家を相互に派遣する計画を実施してもらいたい、人権に関する研修、環境犯罪に関する研修の実施等の希望が参加者から提出された。

3) 香港

①帰国研修員Mr.Wong Wah-chiu, John (懲教総副長官補ウォン・ワーチュー氏同窓会会長)

帰国研修員同窓会としては、香港にはUNAFEIの関係者が来る機会が比較的に少ないので、今回のフォローアップのように帰国研修員との接触を保つ機会をできるだけ多くつくってほしいと考える。同窓会としては、そのような機会を利用して、全司法機関が一堂に会する機会を増やしていきたいと考えている。

②帰国研修員Mr.T.G.Garner (元懲教総部長官H. G. ガーナー氏)

香港は現在犯罪事象的に見て、重大な局面を迎えており、犯罪のうち3分の1が不法に中国から香港に流入した者によりなされており、この結果、

銀行強盗等が増加している。また、これら違法流入者の中には、組織犯罪者の手先として犯罪を実行して者も多く、組織犯罪も大きな問題となっている。UNAFEIには、組織犯罪をテーマとする研修、移民の地位をテーマにする研修を実施してほしい。

その他、2週間程度の期間の、帰国研修員を対象とするリフレッシャーコースを実施してほしい、香港においては民間機関が犯罪者の処遇に関して大きな役割を果たしているので、民間機関の所属者のUNAFEI研修への参加を考慮してほしいなど意見が提出された。

5. 結論

- (1) 以上のとおりUNAFEIで実施されている国際研修、国際高官セミナーは、総合的には極めて高い評価を受けており、帰国研修員は、それぞれ自国において制度改革等具体的な成果を挙げているものと認められた。また、帰国研修員は、それぞれの国で機関相互の垣根を越えて同窓会を組織して活動しており、UNAFEI研修が各国の刑事司法諸機関相互の協力関係の維持にも役立っているものと認められた。

各研修の実施機関、参加国数、参加者数、UNAFEIの施設・設備については概ね現状を可とする意見が多かった。ただし、研修対象者については、UNAFEI側で研修員の出身分野を指定してほしいとする意見、刑事司法、特に犯罪者の社会内処遇に協力している民間機関からの参加を要望する意見があった。これらの意見は、いずれも即時実行するには難点があるものの、今後の検討に値する。

- (2) 従前からUNAFEIの実施してきた各国の法制度の比較研究、様々な刑事司法機関からの参加者による統合的アプローチは、今回のフォローアップにおいても高い評価を受けた。しかし、その一方で、従前の研修の成果と価値を認めた上で、裁判官、検察官、仮釈放担当者等研修員の出身分野を特定した研修の新設の要望も受けた。これらの要望については、予算等実施上の制約があり、今後の課題とならざるを得ない。今後、この種の要望が強まる時は、UNAFEIがケニアとの間で実施している保護観察官に対する国別研修のような方法をとることも考えられる。

- (3) 研修のテーマについては、ますます今日的な実務に即したテーマが要請されている。例えば、コンピュータの導入、刑事司法への地域社会の参加、国際協力、組織犯罪、不法難民問題、環境問題等である。今後、UNAFEIにおいても、研修のテーマの決定においては、これら要望を十分考慮して、各国で特に深刻な問題を研修のテーマとする必要がある。ちなみに、本年秋に実施予定の国際研修においては、組織犯罪に対する対策をテーマとし、期間内に1週間程度、刑事司法におけるコンピュータ技術の導入のワークショップを計画している。
- (4) 帰国研修員を対象とするリフレッシュコースの実施の要望については、予算上問題もあり、各国とも多くの刑事司法関係者がUNAFEI研修への参加を希望している状況では、実現には相当難関があると思われる。しかし、帰国研修員の内適当な者を客員専門家としてUNAFEIに招くこと、UNAFEIの職員を機会あるごとに各国に派遣すること、ジョイントセミナーを積極的に実施すること等の方法により、帰国研修員へのアフターケアの方法について、幅広い角度から検討する必要があると考える。幸い、UNAFEIの場合、各国とも同窓会組織の結束が固いので、同窓会とは折に触れて緊密な関係を保ち、相互の情報交換を図る必要がある。
- (5) アフターケアの一つとして、UNAFEIが毎年帰国研修員に送付している資料について帰国研修員から高い評価を受けているので、今後も継続する必要がある。
- (6) UNAFEIが毎年一回、国外で実施しているジョイントセミナーについては、各国とも実施の希望が強く、今後も積極的に推進していく必要がある。

参考資料

1. 帰国研修員宛質問票

2. コースの概要

犯罪防止（矯正・保護）

犯罪防止（刑事司法）

犯罪防止（上級）

3. 研修員受入実績

犯罪防止（矯正・保護）――昭和40年～平成3年

犯罪防止（刑事司法）――昭和44年～平成2年

犯罪防止（上級）――昭和44年～平成3年

1 . 帰国研修員宛質問票

Questionnaire For Ex-participants

Please Send This Questionnaire To UNAFEI
by 5 March 1992 At The Latest

Please reply the following questions. (Please write in block letter or type write.)

1. General Questions

1.1 Full Name:

1.2 Course Attended

Seminar Course: No.

Training Course: No.

1.3 Present Official Address:

1.4 Present Organization and Position

Organization:

Position:

2. Questions on the Training/Seminar Course

2.1. Please frankly evaluate the course in terms of its effect on your work following your attendance.

2.2. What do you think was the most useful programme in the Course you attended? Please rank the followings in order of usefulness and give the reason.

- ☐ Comparative Studies (Individual Presentations)
- ☐ Group Workshops (for former participants of training courses) or General Discussions (for former participants of seminar courses)
- ☐ Lectures
- ☐ Observation visits and trips
- ☐ Others ()

(Reason)

2.3. Please describe the case(s), if any, in which your experience in the Course has been especially useful to your works.

3. Improvement of the Course

3.1. Do you have any proposal or suggestions regarding further improvement of the Course?

(Theme of the Course)

(Composition of the Participants)

(Duration of the Course: 12 weeks for a training course and 5 weeks for a seminar course presently)

(Curriculum and Contents)

(Facilities and Equipment)

(Others)

4. Questions on the Joint Seminar

UNAFEI has conducted Joint Seminars on the criminal justice administration in several countries of Asia and the Pacific region with the co-operation and assistance of the host Government and JICA.

4.1. Do you think it necessary to hold Joint Seminar in your country?

☐ Yes

☐ No

(Reason)

(To former participants in Thailand and the Philippines)

4.2. Did you participate in the Joint Seminar which was held in your country and sponsored by your Government and UNAFEI?

4.3. If you participated in the Joint Seminar, please provide your frank evaluation of it.

5. Questions on Follow-up Services for Ex-participants

5.1. UNAFEI has been providing all the former participants with its publications UNAFEI Resource Material Series and Newsletters. Do you have any comments on these materials?

5.2. Have you participated in a meeting of UNAFEI Alumni members in your country?

☐ Yes

☐ No

5.3. What should be the Role of UNAFEI in assisting the activities of a UNAFEI Alumni Association in your country?

6. If you have any further comments or requests for JICA or UNAFEI, please describe them?

Thank you very much for your co-operation.

2. コース概要

1. コース名等

(1) コース名

和文：犯罪防止（矯正保護）コース

英文：Group Training Course in Crime Prevention(The Treatment of Offenders)

(2) 研修期間：平成3年4月8日～同年7月8日

(3) 定 員：15名

2. コース目的

この研修は、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)設立の趣旨に従い、同研修所および国際協力事業団が、広く国内外からの研修員の参加を募り、我が国ならびにアジアを中心とする諸外国における犯罪者処遇に関する諸問題を検討することにより、地域諸国における犯罪者処遇制度の発展と有効な社会防衛施策の樹立に寄与し、併せて関係諸国民の相互理解と親善を図ることを目的としている。

3. コース開設の背景

国連アジア極東犯罪防止研修所は、昭和36年に国際連合と日本政府との間に締結された「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」に基づいて設立され、37年からアジア極東地域における警察・検察・裁判・矯正・保護その他の刑事司法関係機関の中堅幹部職員を対象に延87回にわたり犯罪・少年非行の防止及び処遇に関する研修を実施してきた。

現在、研修は「矯正保護」・「刑事司法」・「上級」の3コースにより構成されておりそれぞれ年間1コースを実施している。

「矯正保護」コースは、主として刑務官、保護観察官、社会・児童福祉職員を対象と

が自国における当該分野の現状と問題点および対策について討議を行なう比較研究、また当面している重要課題について数名のグループで討議するグループ・ワークショップ等から成っている。研修指導は、日本政府が本コースのために招聘する外国人客員専門家および特別講師、同研修所教官等により行われる。

研修期間中、研修員は刑務所や少年院等関係機関の施設を訪問し、我が国の矯正保護の実状について理解を深めることとなっている。

4. 到達目標

アジア・太平洋地域の多くの国々において、矯正行政は、慢性的な過剰拘禁及び薬物濫用者・暴力組織関係者・外国人受刑者・テロリスト・女子受刑者・高齢受刑者等の犯罪者の増加など適正な施設内処遇の実施を困難にするような種々の問題に直面している。

今回の研修では特殊の犯罪者に対する施設内処遇を主要課題として、アジア・太平洋地域を中心とする国々におけるこれら特殊の犯罪者に対する施設内処遇の現状と問題点を分析し、そのより効果的な処遇実施のための方策について、さまざまな角度から検討することが期待され、以下の論点等について警察・検察・裁判等を含めた多面的・効果的な運用を図るための解決策ないし対応策を検討するものである。

- (1) 特殊の犯罪者の現状及びその矯正施設における収容人員の推移
- (2) この分野において各国が直面している諸問題とその対策
- (3) 特殊の犯罪者の分類及びその効果的な処遇施策
- (4) 特殊の犯罪者に対する処遇効果の評価及び調査
- (5) テロリストの引渡し及び外国人犯罪者（受刑者）の移送
- (6) 刑務当局と他の関係諸機関との連携協調
- (7) 特殊の犯罪者に対する適正な処遇のための人事管理及び職員研修
- (8) 特殊の犯罪者に対する国連被拘禁者処遇最低基準規則の適用

5. 研修項目及び研修方法

主 要 項 目	課 題 構 成	(講義)
(A)犯罪防止と犯罪者処遇 (刑事司法全般)	1) 刑事司法における国際協力 2) 犯罪予防対策 3) 組織犯罪対策 4) 薬物犯罪対策 5) 刑事司法における調査研究	2 2 2 2 2
(B)日本の刑事司法	1) 日本の犯罪情勢 2) 日本の刑事司法制度の概要 3) 刑事司法の国際協力における国連アジア極東犯罪防止研究所の役割	2 10 2
(C)日本の特殊犯罪者に対する施設内処遇	1) 捜査、起訴段階における取扱い 2) 矯正施設における処遇の現状 3) 矯正施設における効果的処遇の試み	2 2 2
(D)世界的視野から見た特殊犯罪者に対する施設内処遇	1) 世界的に見た処遇の現状と問題 2) オランダにおける動向 3) 香港における動向 4) マレーシアにおける動向 5) 英国における動向 6) 米国における動向 7) デンマークにおける動向	6 4 4 4 4 2 2
(E)各国における特殊犯罪者に対する施設内処遇の比較研究	研修員による個人発表と全体討論	25
		教官による講義により我が国の刑事司法制度についての基本的知識を与える 我が国の刑事司法の第一線の実務家を招き、研修員との討論を交え詳細に講義 ヨーロッパ、香港、マレーシア等から世界的に評価の高い専門家を招き、研修員との討論を交え、広く世界における特殊犯罪者に対する施設処遇の現状と課題について講義する 研修員による自国の現状の報告とそれをめぐる討論により、各国の現状を比較研究する

主 要 項 目	課 題 構 成	(講義)
(F)グループ研究	テーマ別の小集団討議	22 研修員が実務上当面している問題別に4つのグループに分かれ、討議を重ねて、問題の解決策を探る
(G)保護司との討論	我が国の保護司と研修員との討論	4 我が国の保護司20名程度を招き、それとの討論を通じて、保護司制度への理解を深め、刑事司法における民間人の参加について研究する
(H)フィールドワーク	矯正保護施設における実務実習	8 研修員が数グループに分かれて、犯罪者処遇施設に赴き、2日間にわたり犯罪者処遇の実務を体験する
(I)刑事司法諸機関	最高裁、法務省及び警察、検察、裁判、矯正、保護、関係機関 計16ヶ所	24 警察から犯罪者の更生施設に至る刑事司法機関のすべてを網羅して見学し日本の刑事司法の現状を学ぶ
(J)その他の社会見学	ビール工場、エレクトロニクス工場その他	12 我が国を代表する産業、文化施設を見学し、我が国の産業、文化、社会についての理解を深める

平成3年度 犯罪防止(矯正保護)コース 研修日程表(案)

国際協力事業団
八王子国際研修センター

月 日	曜	研 修 内 容 (午前)	研 修 内 容 (午後)	備 考
4月8日	月	来日		
9	火	ブリーフィング		
10	水	センターオリエンテーション	同左	ティーパーティー
11	木	一般オリエンテーション	同左	
12	金	一般オリエンテーション	同左	
13	土	一般オリエンテーション	同左	
14	日	フリー		
15	月	UNAFEIへ移動・入所登録	自己紹介・オリエンテーション	歓迎パーティー
16	火	所長講義	広報映画・教官面接・外人登録	
17	水	次長講義	日本の刑事司法制度(1)	
18	木	日本の刑事司法制度(2)	日本の刑事司法制度(3)	
19	金	高尾山懇親ハイキング		
20	土	フリー		
21	日	フリー		
22	月	日本の刑事司法制度(4)	日本の刑事司法制度(5)	
23	火	個人発表	個人発表	
24	水	個人発表	個人発表	
25	木	訪問：最高裁判所	訪問：法務省	事務次官招宴
26	金	個人発表	個人発表	
27	土	フリー		
28	日	フリー		
29	月	(緑の日)		
30	火	個人発表	個人発表	
5月1日	水	訪問：府中刑務所	運動会	
2	木	講義 ジョンソン氏	個人発表	
3	金	(憲法記念日)		
4	土	フリー		くらやみ祭
5	日	(こどもの日)		
6	月	(振替休日)フリー		

月 日	曜	研 修 内 容 (午前)	研 修 内 容 (午後)	備 考
5月7日	火	講義 敷田所長	個人発表	
8	水	訪問：関東委員会・東京保護観察所	歌舞伎	
9	木	講義 ジョンソン氏	個人発表	
10	金	講義 タック氏	講義 ハイズ氏	
11	土	フリー		
12	日	フリー		
13	月	研修旅行 移動：府中……→宇都宮	訪問：栃木刑務所	宇都宮泊
14	火	” 移動：宇都宮……→府中		
15	水	講義 ハイズ氏	個人発表	
16	木	講義 ハジ・ジャーファル氏	講義 タック氏	
17	金	講義 刑事局長	小集団討議	
18	土	フリー		
19	日	フリー		
20	月	講義 保護局長	小集団討議	
21	火	講義 ハジ・ジャーファル氏	講義 矯正局長	
22	水	訪問：警視庁	訪問：科学警察研究所	
23	木	小集団討議	講義 暴力団対策室長	
24	金	訪問：中央青年の家		
25	土	フリー		
26	日	フリー		
27	月	小集団討議	講義 ダース氏	
28	火	講義 ダース氏	小集団討議	
29	水	訪問：川越少年刑務所	訪問：八王子医療刑務所	
30	木	フィールド・ワーク		
31	金	フィールド・ワーク		
6月1日	土	フリー		
2	日	フリー		
3	月	小集団討議	自習	
4	火	訪問：多摩少年院	訪問：紫水苑	
5	水	訪問：東京少年鑑別所	訪問：サンシャイン60	アジア刑政財団レセプション
6	木	小集団討議	自習	
7	金	訪問：矯正展	訪問：地検・地裁・家裁	
8	土	ホーム・ビジット		

月 日	曜	研 修 内 容 (午前)	研 修 内 容 (午後)	備 考
6月9日	日	フリー		
10	月	小集団討議	保護司との討論	
11	火	講義 ダッズ氏	小集団討議	
12	水	講義 ダッズ氏	小集団討議	
13	木	講義 ソーンベリー氏	小集団討議	
14	金	講義 ソーンベリー氏	自習	
15	土	フリー		
16	日	フリー		
17	月	講義 矯正局作業課長	保護司との討論	
18	火	講義 ボンデソン氏	訪問：府中警察署	
19	水	訪問：ディズニーランド		
20	木	全体会議	全体会議	
21	金	全体会議	全体会議	
22	土	フリー		
23	日	フリー		
24	月	講義 ボンデソン氏	自習	
25	火	研修旅行 訪問：広島地方検察庁		
26	水	研修旅行 訪問：丸亀少女の家		
27	木	研修旅行 訪問：京都少年鑑別所		
28	金	研修旅行		
29	土	フリー		
30	日	フリー		
7月1日	月	自習	自習	
2	火	レポート発表		
3	水	訪問：東芝青梅工場	訪問：サントリー	
4	木	評価会	個人面接	
5	金	資料調査	閉講式	送別パーティー
6	土	移動：府中 → 幡ヶ谷	東京国際研修センター入館	
7	日	帰国準備		
8	月	帰国		

1. コース名等

(1) コース名

和文：犯罪防止（刑事司法）

英文：Group Training Course in Crime Prevention

(The Administration of Criminal Justice)

(2) 研修期間：平成3年9月9日（月）～同年12月9日（月）

(3) 定 員：15名

2. コースの目的

この研修は、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNA FE I）設立の趣旨に従い、同研修所および国際協力事業団が、広く国内外からの、研修員の参加を募り、我が国ならびに、アジアを中心とする諸外国における、犯罪者処遇に関する諸問題を検討することにより、地域諸国における犯罪者処遇制度の発展と有効な社会防衛施策の実行に寄与し、併せて関係国の相互理解を図ることを目的としている。

3. コース開設の背景

国連アジア極東犯罪防止研修所は、昭和36年に国際連合と日本政府との間に締結された「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」に基づいて設立され、37年からアジア極東地域における警察・検察・裁判・矯正・保護その他の刑事司法関係機関の中継幹部職員を対象に延88回にわたり犯罪・少年非行の防止及び処遇に関する研修を実地してきた。

現在、研修は、「矯正保護」・「刑事司法」・「上級」の3コースより構成されておりそれぞれ年間1コースを実地している。3コースの実施回数は設立時より今回まで、89回（他に特別コース3回）に及び、当コースに限って言えば昭和44年度から今回まで22回を数えている。

4. 到達目標

多くの国では、この2～30年間に、急速な社会的・経済的变化を経験している。これらの変化は、技術の向上をもたらしたばかりでなく、犯罪の内容にも影響を与え、その方法を益々複雑巧妙なものとしている。このことは、特に経済犯罪に当てはまることである。経済犯罪の動向は、常に経済の発展と符号している。技術の進歩は、国民の生活水準を向上させ豊にしたが、同時に新しい形態の経済犯罪を生み出している。

経済犯罪は、先進国・発展途上国を問わず、経済の調和的で健全な機能を阻害している。違法な産業活動や諸取り引き活動・犯罪収益の洗浄（マネーロンダリング）・大規模な背任行為・各種の脱税・銀行に関する詐偽・コンピューター犯罪・種々の権限の濫用・時には国境を越えてなされる汚職、これらの経済犯罪は、多くの国に破壊的な影響をもたらしている。これらの行為は個人から国家に至まで多額の金銭的損害をもたらしているのみならず、ある種の職業や産業に対する社会一般の信用を失墜させ、経済秩序を危険に陥れている。

このような背景事情の基で、刑事司法関係者が、それぞれの国の経験に基づき経済犯罪についての実情と問題点に関し、意見を交換し、国内的・国際的な経済犯罪の防止抑制のための効果的対策を検討することは、緊急に必要な課題である。

そこで本コースにおいては、「経済犯罪の効果的かつ革新的対策」を主要課題としてアジア・太平洋地域を中心とする各国の研修員が、経済犯罪の実情に基づき、これからの対策について、様々な角度から検討し、その対応策ないし解決策を多面的かつ国際的な視点から究明することを目的とする。

5. 研修項目及び研修方法

コースは、今回の研修のテーマについて各研修員が自国における現状と問題点及び対策について個人発表を行い、各国の諸制度及びその運営を比較検討する「比較研究」、経済犯罪の効果的かつ革新的対策に関連する諸問題について数名の少グループで討議する「グループワークショップ並びに「グループワークショップの結果報告に基づいて総括

討議を行なう「全体討議」を柱とし、更に日本政府が本コースのために招へいする外国人客員専門家及び特別講師、アジア極東犯罪防止研修所教官等による講義並びに警察署、検察庁、裁判所及び矯正施設等関係施設の見学によって構成されている。その詳細は、下表及び付表1「見学先等受け入れ機関及び連絡先」のとおりである。

主 要 項 目	課 題 構 成	時 間 配 分			指 導 内 容 及 び 指 導 方 法
		講義	実習	現講	
A)日本の刑事司法	日本の刑事司法制度の概要	10			日本の刑事司法制度の全般を紹介し、これについての基本的な知識を与える。
B)諸外国（主として欧米、マレーシア、タイ）における刑事司法及び経済犯罪の動向	1) アメリカ 2) スイス 3) オランダ 4) マレーシア 5) タイ	16 6 4 4 4			この分野における先進的諸国の制度、運用、思想を説明する。
C)日本における刑事司法及び経済犯罪の動向	1) 警察 2) 検察 3) 裁判 4) 施設内処遇 5) 社会内処遇 6) 経済犯罪一般	2 2 2 2 12			日本の経済犯罪の動向とこれに対する刑事司法の対応を詳細に説明する。
D)参加各国における刑事司法及び経済犯罪対策の比較研究	研修員が自国の刑事司法及び経済犯罪対策を報告し、各国の比較研究をする。		26		各国の制度、運営を比較研究することにより、これらの改善策について認識を深めさせる。
E)少グループによる実務研究	経済犯罪と刑事司法の運営に関する諸問題について小グループの討議によって解決策を探る。		20		7～8名の研修員からなる小グループを構成し、経済犯罪の現状と刑事法の運営に関する諸問題を討議させその解決策を提示する。
F)全体討議	小グループによる実務研究の結果を報告し、全体討議によって解決策を探る		8		小グループによる実務研究の結果を踏まえ、経済犯罪に関する諸問題を討議させ、これについての認識を深めさせるとともにその解決策を提示する。
G)日本の刑事司法及び経済犯罪の実態（一部は小グループで実施）	1) 警察 2) 検察 3) 裁判 4) 施設内処遇 5) 社会内処遇			6 2 4 12 4	
H)ビデオ・スライドを用いた日本の少年刑事司法研究	1) 警察 2) 検察	1 1			ビデオ・スライドにより日本の刑事司法を説明し、理解を深めさせる。
I)コンピュータ研修	刑事司法におけるコンピュータ技術の導入		20		刑事司法に対するコンピュータ技術の導入に関する基本的知識を与える。

平成3年度 犯罪防止（刑事司法）コース研修日程表

国際協力事業団
八王子国際研修センター

月 日	曜	研修内容（午前）	研修内容（午後）	備 考
9月10日	火			
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火	UNAFEIへ移動・入所登録	自己紹介・オリエンテーション	歓迎パーティー
18	水	所長講義	広報映画・教官面接・外人登録	
19	木	日本の刑事司法制度（1）	日本の刑事司法制度（2）	
20	金	高尾山ハイキング		
21	土	フリー		
22	日	フリー		
23	月	フリー		
24	火	日本の刑事司法制度（3）	日本の刑事司法制度（4）	
25	火	日本の刑事司法制度（5）	個人発表	
26	木	訪問：最高裁判所	訪問：法務省	事務次官招宴
27	金	次長講義	個人発表	
28	土	フリー		
29	日	フリー		
30	月	講義：アルツト氏（1）	個人発表	
10月1日	火	講義：アルツト氏（2）	個人発表	
2	水	訪問：府中刑務所	運動会	
3	木	個人発表	個人発表	
4	金	訪問：中央青年の家		
5	土	フリー		ホームビジット
6	日	フリー		
7	月	講義：アルツト氏（3）	個人発表	
8	火	個人発表	個人発表	

月 日	曜	研 修 内 容 (午 前)	研 修 内 容 (午 後)	備 考
10月9日	水	講義：ナニ氏 (1)		
10	木	(祝日) フリー		
11	金	見学旅行 移動：府中→長野県		
12	土	見学旅行 移動：長野県→府中		
13	日	フリー		
14	月	講義：ナニ氏 (2)	講義	
15	火	小集団討議	講義	
16	水	講義	講義	
17	木	小集団討議	講義	
18	金	訪問：関東委員会・東京保護観察所 訪問地検・地裁・家裁		
19	土	フリー		日本文化
20	日	フリー		
21	月	小集団討議	講義	
22	火	講義：イトー氏 (1)	小集団討議	
23	水	小集団討議	講義：イトー氏 (2)	
24	木	研修旅行 移動：府中→宇都宮		宇都宮泊
25	金	研修旅行 移動：宇都宮→府中		
26	土	フリー		
27	日	フリー		
28	月	小集団討議	講義	
29	火	訪問：東京少年鑑別所	訪問：サンシャイン60	アジア刑政財団 レセプション
30	水	講義：イトー氏 (3)	講義	
31	木	小集団討議	講義	
11月1日	金	訪問：警視庁	訪問：科学捜査研究所	
2	土	フリー		東京競馬場見学
3	日	フリー		
4	月	フリー		
5	火	コンピュータ	コンピュータ	
6	水	コンピュータ	コンピュータ	
7	木	小集団討議	小集団討議	
8	金	小集団討議	小集団討議	
9	土	フリー		
10	日	フリー		

月 日	曜	研修内容 (午前)	研修内容 (午後)	備 考
11月11日	月	コンピュータ	コンピュータ	
12	火	コンピュータ	コンピュータ	
13	水	講義:	講義	
14	木	フィールド・ワーク		
15	金	フィールド・ワーク		
16	土	フリー		
17	日	フリー		
18	月	講義	講義	
19	火	訪問: 東京ディズニーランド		
20	水	講義	講義	
21	木	全体会議	全体会議	
22	金	全体会議	全体会議	
23	土	(祝日) フリー		
24	日	フリー		
25	月		訪問: 府中警察署	
26	火	研修旅行 訪問: 広島刑務所		
27	水	研修旅行		
28	木	研修旅行 訪問: 京都少年鑑別所		
29	金	研修旅行		
30	土			
12月1日	日	フリー		
2	月			
3	火	レポート発表	レポート発表	
4	水	訪問: 東芝青梅工場	訪問: サントリー工場	
5	木	評価会	個人面接	
6	金	資料調査	閉講式	送別パーティー
7	土	移動	東京国際研修センター入館	
8	日	帰国準備		
9	月			
10	火	帰国		
(客) Mr. Gunther Argt=スイス・ベルン大学法学部教授 Mr. Louis K・Ito=アメリカ合衆国ロサンゼルス地区検事局消費者保護課長補佐 Mr. Anthony V・Nanni=アメリカ合衆国法省反トラスト局第1訴訟課長				

1. セミナー名等

(1) コース名

和 文：犯罪防止（上級）セミナー（準高級）

英 文：SEMINAR ON CRIME PREVENTION (SENIOR SEMINAR II)

(2) 研修期間：平成4年1月20日～3月2日

(3) 定 員：20名

2. セミナーの目的

本セミナーは日本及びアジアを中心とする諸外国における犯罪防止及び刑事司法に関する諸問題を総合的に検討することにより、関係諸国における刑事司法行政の促進と発展に寄与し、併せて関係諸国間の相互理解と親善を図ることを目的とする。

3. セミナー設立の背景

昭和36年に国際連合と日本国政府との間に締結された「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」に基づいてアジア極東犯罪防止研修所が設立され、昭和37年からアジア極東地域諸国における警察、検察、裁判、矯正、保護その他の刑事司法関係機関の高級・中堅幹部職員を対象に犯罪、少年非行の防止及び犯罪者・非行少年の処遇に関する国際研修並びに高官向けセミナー等を実施することとなった。

その後多様化しつつ増大する各国のニーズに対応するため、昭和44年度（1969年）から本研修コースは「犯罪防止（矯正・保護コース）」、「犯罪防止（刑事司法）コース」，「犯罪防止（上級）セミナー」（高官セミナー）に分けられ、各コースを毎年1回行い、現在に至っている。

これら3コースの研修実施回数は設立時より、平成2年度犯罪防止（上級）セミナーまで、延べ89回（他に特別コース3回）に及び、うち「犯罪防止（上級）セミナー」は、

昭和44年度より平成2年度まで24回実施している。

4. 到達目標

近年における急激な社会の変化に伴い、刑事司法の各分野で様々の困難な問題が生じている。これらの問題は各分野にまたがっているため、相互の調整なしに各分野の単独の努力をもってしては解決できないものが多い。

そこで、本コースでは、「刑事司法が直面している諸問題の解決に向けて」を主要課題として(1)警察が警察活動に対する市民の信頼と協力を確保し、さらに捜査能力と犯罪防止活動を充実させるための適切かつ効果的な方策、(2)検察官が刑事司法において果すべき役割と望ましい検察の形態、(3)公平で迅速な裁判を確保するための方策、(4)刑務所の過剰収容とその対策、(5)拘禁代替策（社会内処遇）の有効性を高め、その一層の活用を図るための方策等について、主としてアジア・太平洋地域からの参加者を対象に、警察・検察・裁判・矯正及び保護の各分野で直面している問題点を取り上げ、これを解決するため、それぞれの分野でいかなる措置を取るのが最も適切であるかを、政策決定者の立場から討議する機会を提供し、これらの問題点を分析・検討して、その活用と効果的な実施のための方策を探索することにより、関係諸国における刑事司法行政の促進と発展を図ることを目標とする。

5. 研修項目及び研修方法

セミナーの構成はテーマについて各研修員が自国における現状と問題点及び対策について個人発表を行い、そこで提起された問題点について総括討議を行う「比較研究」、及び重要問題について全体で討議する「ジェネラル・ディスカッション」を柱とし、日本政府が本セミナーのために別途招へいする外国人客員専門家及び特別講師、アジア極東犯罪防止研修所教官等による講義及び裁判所、法務省等関係機関施設の見学となっている。

その詳細は下表及び付表2「見学先等受入機関及び連絡先一覧表」のとおり。

主 要 項 目	課 題 構 成	時間配分 (時間)			指 導 内 容 及 び 指 導 方 法
		講義	実習	現講	
(A)日本の刑事法	日本の刑事司法制度の概要	4			日本の刑事司法制度の全般を紹介し、これについての基本的な知識を与える。
(B)欧州 (主として、ドイツ・米国、英国)・アジア太平洋地域 (主としてオーストラリア・フィリピン・スリランカ)	1) ドイツ 2) 米国 3) 英国 4) オーストラリア 5) フィリピン 6) スリランカ	2 4 4 2 2 2			この分野における諸国の制度・運用・思想を説明する。
(C)ワークショップ	検察官の役割について討議する		8		
(D)参加各国における犯罪防止及び刑事司法に関する諸問題の比較研究	セミナー参加者が、自国の犯罪防止のための刑事司法運営を報告し、各国との比較研究を行う。		29		各国の制度・運営を比較研究することにより、これらの改善策について認識を深めさせる。
(E)全研修員による実務研究	研修員の当面する問題を、全体討議によって解決させる。		10		全研修員が重要課題について討議し、その解決策を提示する。
(F)日本の刑事司法の実態	1) 検 察 2) 裁 判 3) 矯正・保護			2 2 4	日本の刑事司法の実態について理解を深めさせる。

平成3年度 犯罪防止（上級）セミナー日程

受入機関：1月20日（月）～3月2日（月）
 受入先：国連アジア極東犯罪防止研究所（UNAFEI）

月	日	曜	午 前	午 後	備 考
1.	20	月	来日・八王子国際研修センター入館		
	21	火	ブリーフィング		
	22	水	センターオリエンテーション（ティー・パーティーを含む）		写真撮影
	23	木	一般オリエンテーション		
	24	金	一般オリエンテーション		
	25	土			
	26	日	フリー		
	27	月	アジア極東犯罪防止研究所（UNAFEI）入所	自己紹介	
	28	火	講義	講義	歓迎レセプション
	29	水	比較研究	比較研究	
	30	木	比較研究	比較研究	
	31	金	比較研究	比較研究	
2.	1	土	長野旅行		
	2	日	フリー		
	3	月	比較研究	比較研究	
	4	火	比較研究	比較研究、講義	
	5	水	比較研究	講義	
	6	木	最高裁判所訪問	法務省訪問	
	7	金	講義	全体討議	
	8	土	フリー		
	9	日	フリー		
	10	月	講義	講義	
	11	火	フリー（祝日）		
	12	水	ワークショップ：検察官の役割について	ワークショップ：検察官の役割について	
	13	木	ワークショップ：検察官の役割について	ワークショップ：検察官の役割について	
	14	金	全体討議	府中刑務所訪問	
	15	土	フリー		
	16	日	フリー		
	17	月	全体討議	全体討議	
	18	火	公開講演会	UNAFEI同窓会	
	19	水	研修旅行		
	20	木	研修旅行		
	21	金	研修旅行		
	22	土	フリー		
	23	日	フリー		
	24	月	講義	全体討議	
	25	火	東京ディズニーランド訪問		
	26	水	全体討議結果報告	全体討議結果報告	
	27	木		評価	
	28	金		閉講式	送別パーティー
	29	土	東京国際研修センター入館		
3.	1	日	帰国準備		
	2	月	帰国		

3 . 研 修 員 受 入 実 績

犯罪防止（矯正保護）コース

国別年度別研修員受入れ実績

国 名	昭和40 ～50年	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元年	2	3	合 計
バングラデシュ	3	1		1	1	1		1		1	1							10
カンボディア	2																	2
ブルネイ												1						1
中 国										1	1	1	1	1	1		1	7
香 港	9	1	1	1	1	2		2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	27
イ ン ド	11	1	1	1	1	1		1			1		1			1		20
インドネシア	12	1		1	1			1	1									17
韓 国	10	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	24
ラ オ ス	5																	5
マレーシア	19	1	1	1	1	1		1	1	1		1	1	1	1	1	1	33
ミャンマー			1															1
ネ パ ール	7	1	1	1	1			1	1		1	1					1	16
パキスタン	7			1	1	1		1			1	1				1		14
フィリピン	14	1	1	1	2	1		1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	34
シンガポール	11	1	1	1	1	1		2	2	1	1					1	1	24
スリ・ランカ	11	1	1	1	1	1			1	1	2		2	1	2	2	2	29
台 湾	10																	10
タ イ	16	1	1	1	1	1		1	2	1	1	1	2	2	2	2	1	36
グェトナム	7																	7
アフガニスタン	3	1																4
イ ラ ン	8	1	1		1													11
イ ラ ク	2	1	1	1	1	2		1	1	1	1	1						13
ジョルダン																1		1
サウディ・アラビア														1	1	1		3
ス ー ゲ ン												1						1
トルコ													1					1
エチオピア			1															1
ケ ニ ア										1	1	1		1		1	1	6
レ ソ ト													1					1
ナイジェリア												1				1	1	3
クンザニア												1						1
ブラジル				1						1					2	1		5
チ リ								1									1	2
エクアドル			1															1
ジャマイカ									1			1						2
ペ ル ー								1				1	1		1			4
セントルシア														1	1			2
フィジー	1							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
バブアニューギニア								1	1	1	1			1	2	1	1	9
ソロモン諸島														1				1
ト ン ガ				1	1	1												3
西 サ モ ア						1												1
マーシャル諸島														1	1			2
合 計	168	14	14	15	16	15	0	18	16	14	16	17	14	16	19	19	15	406

犯罪防止（刑事司法）コース

国別年度別受入実績

国名	年度	昭和44 ～50年	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元年	2	計
バングラデシュ		1	1	1	1	1	1	2	1		1	1		1				12
カンボディア		2																2
中国										1	1	1	1	1				5
香港								2	1	1	1	1						6
インド		5	1		2	1	1		1	1	1	1			1	1	1	17
インドネシア		6	1	1		1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	22
韓国		7	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23
ラオス		6																6
マレーシア		4	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18
ミャンマー				1						2								3
ネパール		3	1	1		1	1	1	1	1	1	1			1	1		14
パキスタン		5	1			1	2	2		1								12
フィリピン		7	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	2	1	2	2	24
シンガポール		7	1	1	2	1	1	1	1	1		1	1		1	1	1	21
スリ・ランカ		6	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1			1		1	19
台湾		2																2
タイ		8		1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2	28
ヴェトナム		3																3
アフガニスタン		5	1		1	1												8
イラン		6	1	1	1	1	1											11
イラク			1	1	1	1	1						1					6
ヨルダン															1			1
モロッコ										1								1
サウディ・アラビア													1	1		1		3
スーダン							1		1		1		1	1	1	1	1	8
トルコ							1											1
ギニア											1							1
ケニア															1	1	1	3
レソト														1				1
リベリア													1					1
タンザニア									1							2	1	5
ザンビア																1		1
アルゼンチン													1					1
ブラジル				1	1				1									3
チリ								1										1
コロンビア											1	1	1	1				4
コスタリカ										1					1	1	1	4
パナマ				1														1
ペルー										1	1		1	1				4
ヴェネズエラ																	1	1
フィジー					1				1			1	1	1	1	1	1	9
ミクロネシア							1											1
バブア・ニューギニア				1		1		1			1	1					1	6
トンガ			1															1
西サモア			1															1
計		83	15	14	14	16	18	18	14	19	17	15	16	15	17	17	17	325

犯罪防止（上級）コース

国別年度別研修員受入れ実績

国名	昭和44 ～50年	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元年	2	3	合計
バングラデシュ	1		1		1			1	1	1	1	1		1	1			10
ブルネイ													1					1
中国								1				1	1	1	1	1	1	7
香港	1	1		1					1	1		1	1	1			1	10
インドネシア	7	1	1	2	2	2	1	2	1	1	1	1	2			1	1	25
韓国	11	1			1	1	1		1		1	1	1	2	2	1	1	25
ラオス	7	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1			1	1	19
マレーシア	4																	4
ネパール	5	1	1	1	1	2	1	2	1		1	1	1	1	2	2	1	24
パキスタン	6	1		1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1		18
フィリピン	4	1	1	1	1	1	2	1		1	1		2	1	1		1	19
シンガポール	4	1	1	1	1	1	1	1		1							1	14
スリランカ	5	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	1	1	24
台湾	6	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	1	1	24
タイ	1																	1
ヴェトナム	7	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	1	2	30
ウエトナム	4																	4
アフガニスタン	4																	4
イラン	5		1	1														7
イラク	4	1	2															7
モロッコ	1	1	1	1	1	1		1		1								8
モロッコ							1	1	1								1	4
サウディ・アラビア									1	1		1	1	1			1	6
スーダン								1	1	1	1	1	1	1	1			8
トルコ									1									1
アラブ首長国連邦							1											1
ボツワナ																1	1	2
エチオピア									1									1
ガーナ						1	1											1
ギニア																1		2
ケニア											1	1	1	1	1	1	1	7
モザンビーク														1				1
ナイジェリア										1				1	1			4
タンザニア												1	1				1	3
スワジランド																	1	1
アルゼンチン														1	1			2
バルバドス														1				1
ブラジル							1				1				1	1		4
コロンビア									1									1
コスタ・リカ	1						1	1	1	1	1							6
エクアドル												1	1	1	1			4
グアテマラ													1					1
ホンデュラス												1						1
ジャマイカ		1					1					1						3
パナマ												1						1
パラグアイ			1								1			1	1	1	1	6
ペルー					1				1	1	1	1				1	1	7
ヴェネズエラ												1					1	2
フィジー								1	1		1	1		1	1		1	7
バプアニューギニア											1	1					1	3
ソロモン															1			1
トンガ				1		1	1		1	1					1			6
西サモア					1									1				2
合計	84	14	12	13	15	16	18	19	20	18	18	22	19	23	24	17	23	375

JICA